

とちぎプロスポーツ応援機運醸成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「とちぎプロスポーツ応援機運醸成委託業務」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

とちぎプロスポーツ応援機運醸成業務

2 業務の趣旨・目的

本県は、栃木県スポーツコミッションに加盟する6競技8プロスポーツチームが活動しており、年間を通じて多種多様なプロスポーツの試合観戦機会に恵まれている。これに加え、令和8（2026）年度は、ジャパンラグビーリーグワンに所属するホンダヒートが本県に活動拠点を移転するなど、県内プロスポーツへの関心が一層高まっている。

県内プロスポーツの活性化により、県民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加するきっかけとすることはもとより、シビックプライドの醸成や県内外からの交流人口拡大・地域活性化を図るため、本事業は、ホンダヒートを加えた9チームを「とちぎプロスポーツチーム」として一体的にPRし、チーム間の相乗効果によるファン層の拡大、県内外での認知度向上や理解促進、さらには応援に向けた機運醸成を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9（2027）年1月29日（金）まで

4 履行場所

県が指定する場所

5 業務体制

- (1) 本業務を総括する業務に精通した責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、連絡調整及び進行管理に万全を期すこと。
- (2) 総括責任者の指揮下に、企画ごとに業務責任者及び適切に実施できる業務スタッフを配置すること。
- (3) 総括責任者以下、業務に携わる業務責任者及びスタッフの指揮系統を整備し、契約締結後、速やかに県に組織図等を提出すること。
- (4) 県との連絡・調整に関して直接の窓口となる担当者を定めること。

6 業務内容

- (1) とちぎプロスポーツPR事業

ホンダヒートが県内に本拠地を移転する好機を捉え、県内プロスポーツ全体の一層の活性化を図るため、9チームを「とちぎプロスポーツチーム」としてパッケージ化し、一定期間

においてインパクトある統一的な広報・情報発信を集中して行うもの。

県内については、広く県民の間にとちぎプロスポーツ全体を応援する機運を醸成し、ファンや観戦者の拡大につなげるため、6(2)のとちぎプロスポーツフェスタ(仮称)の役割や開催時期も踏まえ、効果的なPRツールを企画・提案すること。

また、多彩で豊かな本県のプロスポーツ文化を県外(特に東京圏)に向けてPRし、将来的な誘客促進も視野に「プロスポーツの強い栃木県」の認知度向上についてはブランドイメージ構築を図るため、効果的なターゲット設定及び広報手法を企画・提案すること。

① キャッチフレーズ及びロゴマークの制作

ア 県内外におけるとちぎプロスポーツの認知度向上・魅力発信に資するキャッチフレーズ及びロゴマークの案を、複数提案すること。

イ キャッチフレーズは、簡潔で広く親しまれるものであること。

ウ デザインは、キャッチフレーズとロゴマークと組み合わせ、一体的なものとする。また、ポスター及びチラシ等の印刷物に掲載することを想定し、目に留まりやすく、印象に残るデザインとすること。

エ デザインはカラー版とし、高解像度、Web(バナー)用及び小サイズ等、複数パターンに対応すること。

オ 内容及びデザイン等について県と協議し、必要に応じて修正すること。

カ デザインの使用上における留意点などを記載したガイドラインを作成すること。また、ガイドラインには、次の項目等を記載すること。なお、ここに示す項目以外にガイドラインに必要となる項目を追加しても構わない。

- ・コンセプト
- ・表示色及びフォントの指定
- ・キャッチフレーズ及びロゴマークの組み合わせ
- ・アイソレーションエリア(デザインの周囲に確保する余白領域)
- ・表示色と背景色の関係(背景色とロゴの視認性)
- ・禁止事項の設定
- ・その他、必要事項

② PRツールの製作

ア デザインの制作から納品に至るまでの一切の業務を行うこと。

イ チラシ、ポスター及びタペストリーの製作は必須とする。

ウ 製作物の内容、規格及び数量等については、予算の範囲内において、県と協議し、決定すること。

③ 県外に向けた広告宣伝の実施

ア 本業務の目的を達成するため、主に県外に向けて高い宣伝効果が得られる広告媒体(駅・電車広告等)を選定し、広告掲載までの一切の業務を行うこと。

イ 実施時期は、令和8(2026)年11月頃とし、期間については広告媒体と併せて提案すること。

ウ 広告媒体選定の理由(期待される効果等)を示すこと。

エ 広告効果測定の基本指標(KPI)を設定し、かつ測定方法を示すこと。測定結果に

については、業務報告書において報告すること。

④独自提案

県内向けの広報活動については、県広報媒体や協力団体・企業等を通じ、県が②を用いて直接行うこととするが、効果的な手法について、受託者から提案があれば受け付ける。また、①～③に定める業務の他、本業務の目的達成に資すると認められる事業については、予算の範囲内において、県と協議し、実施するものとする。

⑤その他

ア ②、③のデザインについては、原則として、①で制作したキャッチフレーズ・ロゴマーク及び県の定める応援キャラクター（２頭身サイズ）を使用することとし、随時県と協議の上、制作及び必要に応じた修正を施すこと。

イ 本業務の遂行に当たっては、栃木県スポーツコミッションの各種SNSにおける情報発信のほか、県が実施する県内プロスポーツ関連事業との相乗効果を意識し、連携を図ること。

(2) とちぎプロスポーツフェスタ（仮称）事業

とちぎプロスポーツ全体の認知を高めるとともに、県民の各チームに対する愛着と応援の機運を醸成するため、とちぎプロスポーツ全9チームの魅力を発信する県民参加型のイベントを開催すること。

会場については、県において確保した以下の施設を利用すること。

施設	日環アリーナ栃木（宇都宮市西川田4-1-1） メインアリーナ、南側ロータリー付近ほか屋外スペース ※同日、同施設内で「とちぎスポーツフェスタ」（県スポーツ振興課主催）を同時開催予定。（サブアリーナ、メインアリーナ・サブアリーナ間通路、2階エントランス前広場を使用予定）
日時	令和8（2026）年11月3日（火・祝） （準備日：令和8（2026）年11月2日（月））

①イベント全体の企画及び運営

ア イベントは、とちぎプロスポーツ全9チームを一体的にPRし、特定のチームのファンも他のチームに広く興味を持てるような仕掛けとすること。また、とちぎプロスポーツのチームや競技になじみの薄い県民でも、分かりやすく親しめる企画を盛り込むこと。

イ イベント全体の構成、タイムスケジュール、会場レイアウト等の企画を行うこと。また、魅力あるイベントとするため、装飾、演出等を企画し、県と協議の上、決定すること。

ウ 6(1)のとちぎプロスポーツPR事業と一貫性・連続性を持って企画すること。また、装飾や広報において、6(1)①で制作するキャッチフレーズ及びロゴマークや県の定める応援キャラクターを使用すること。

- エ 実施目的及び内容を踏まえ、イベント名称を提案すること。
- オ 会場設営、装飾、撤去、準備及び当日の進行管理、運営スタッフの配置を行うこと。
- カ 警備混雑対策、救護体制の確保、雨天時対応等の会場運営業務を行うこと。
- キ 関係者・出展者・来場者用の駐車場利用計画を作成すること。その際、来場者の利便性を考慮するとともに、施設の一般利用者及び周辺住民にも最大限配慮すること。
- ク 会場については、安全に配慮し、来場者が回遊しやすい配置・導線を工夫するとともに、来場者の利便性を考慮し、会場及び敷地内に、適宜、案内サインを設置すること。

②「とちぎスポーツフェスタ」との連携

本イベントは、県主催の別事業「とちぎスポーツフェスタ」との同時開催を予定している。当該イベントの企画・運営、会場設営、広報等は、別途県が行う。スタンプラリーなどにより、両会場間の回遊性を最大化するとともに、集客や啓発において相乗効果が図れるよう企画すること。

※とちぎスポーツフェスタ：年齢・障害に拘わらずだれでも取り組めるスポーツの紹介・体験等。各市町レクリエーション協会等15団体程度の出展を見込む。

③ステージイベントの企画及び運営

ア 開会式は、栃木県スポーツコミッション会長の挨拶を必須とする。

イ とちぎプロスポーツチームの選手や元選手、監督等が出演するステージイベントを企画すること。

ウ 出演内容及び出演者については、県及び関係チームと事前に協議すること。

④スポーツ教室の企画及び運営

ア とちぎプロスポーツ全9チームの協力を得て、各競技を体験できるスポーツ教室を実施すること。対象は、子どもを中心とし親子も可とする。

イ 対応チーム、対象年齢、定員、使用エリア等を整理した時間割を作成すること。なお、自転車（Astemo宇都宮ブリッツェン）については、会場を日環アリーナ栃木南側ロータリー付近のスペースとする。

ウ 参加者は事前募集を原則とする。募集、申込受付、当日運営を行うこと。

エ チームとの調整は、県と連携しながら受託者が主体となって行うこと。

⑤プロスポーツチーム及び関連企業等ブースの設置

ア とちぎプロスポーツチームや関連企業等が出展できるブースを設置すること。チーム紹介、体験型コンテンツ、関連グッズや商品の展示・販売等を想定している。

イ 出展者の募集及び搬入・搬出の調整、当日の管理・運営を行うこと。

ウ ブースサインについては、同時開催する「とちぎスポーツフェスタ」との統一感を演出するため、同イベントにおける出展団体のサインも合わせて作成することと。

⑥飲食ブースの設置

ア 会場内で飲食物を提供するキッチンカー等を募集し、出展エリアを設置・運営すること。

イ 周辺にごみ箱を設置すること。また、ゴミの収集等必要な対応を行うこと。

⑦集客及び広報の実施

ア 集客及び広報の手法については、事業者の提案によるものとするが、チラシ・ポスタ

一等による広報のほか、効果的な広報手法を検討し、実施すること。また、6(1)で行うとちぎプロスポーツPR事業の一環として、統一感のある広報とすること。

なお、広報においては、栃木県スポーツコミッションのホームページやSNSを使用することができる。

イ 県及びプロスポーツチームが行う広報と連携すること。

ウ 若年層・ファミリー層への訴求を意識した内容とすること。

⑧来場者等アンケートの実施

ア イベントの効果を検証するため、参加者、来場者及び出展者に対しアンケートを実施・集計すること。

イ 満足度、認知度向上、今後の観戦意向等を把握できる内容とすること。アンケート内容は、打ち合わせ等により事前に県と協議する。

⑨その他

ア 継続したイベント開催を目指すため、地域企業・団体の協賛や地域振興・PRをできるような魅力のあるイベントを企画すること。

イ 会場の使用申請は県が行い、会場使用料は県が直接負担する。

ウ 駐車場の専用利用については県が、その他の許可申請（物品販売、広告掲示等）については、受託者が行う。

7 提出物（納入物）・報告書

(1) とちぎプロスポーツPR事業

①提出物（納入物）

ア キャッチフレーズ・ロゴマークの完成デザインデータ（AI形式、JPEG形式及びPDF形式）及びガイドライン（PDF形式）…電子データ1式

イ PRツール本体及び完成デザインデータ（AI形式、JPEG形式及びPDF形式）…一式

広告掲載原稿の完成デザインデータ（AI形式、JPEG形式及びPDF形式）…電子データ1式

ウ 事業実施報告書…A4判カラー2部、電子データ1式

②提出（納入）期限

ア 令和8（2026）年6月30日（火）

イ 県との協議により決定

ウ 令和9（2027）年1月29日（金）

(2) とちぎプロスポーツフェスタ（仮称）事業

①提出物

経過、結果及び記録写真・動画等を含む制作物一式、アンケート結果、集客数等を取りまとめるとともに、当初想定計画と実施結果を比較・検証し、次回の効果的な実施につながる提案を記載した内容の事業実施報告書を作成し提出すること（A4判カラー2部、電子データ1式）。

②提出期限

令和9（2027）年1月29日（金）

8 契約に関する条件等

(1) 著作権について

- ①本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- ②受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果品を自ら使用し、又は第三者に使用させることはできない。
- ③本業務の成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(2) 再委託

- ①受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。
- ②受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に県に書面で提出し、承認を得ること。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。

9 留意事項

- (1) 会場使用料（6（2）のとちぎプロスポーツフェスタ（仮）実施会場を除く）、設営費、運営費、広報費、保険料等、本業務に必要な経費は委託料の範囲内で実施することを基本とする。
- (2) PRツールや広告原稿等の制作に当たり、受託者は写真・イラスト等の素材を自ら入手・制作するものとする。また、各チームのIP利用に当たっては、利用規約・権利関係など事前に確認した上で、必要な手続きを行うこと。
- (3) 本業務の内容の実施に際しては、県と随時協議を行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、県と協議の上、決定する。

別添

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された

資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。